

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年12月14日（平成28年（行情）諮問第712号）

答申日：平成29年9月5日（平成29年度（行情）諮問第204号）

事件名：工業所有権情報・研修館との特定の合意書等の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、『平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、INPITが、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したそうであるが、この合意書並びにこの合意に至るまでの議事録等の経緯を表した書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月10日付け20141111特許4により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特許電子図書館を刷新する旨の産業構造審議会知的財産分科会での報告を踏まえて、特許庁とINPITとは、いかにJ-PlatPatを開発したのか、この経緯に関する文書が欠落しているので開示していただきたい。

（2）意見書

諮問庁の説明では、特許電子図書館の廃止について、「平成22年閣議決定」が理由になっているとあるが、そもそも特許電子図書館は産業財産権情報提供システムであり、産業財産権を管轄している特許庁が主体的に特許庁内の議論によって産業財産権情報提供システムである特許電子図書館のサービスのあり方を決めるのが本筋である。

すなわち、上記説明のごとく、特許電子図書館の廃止に関する「平成

「平成22年閣議決定」は、当然、特許庁の事前の関与によりなされたもので、特許庁の事前の関与なしに閣議決定などなされるはずがないのである。

したがって、上記の「平成22年閣議決定」が特許庁とINPIITとの合意や特許庁やINPIITからの働きかけによりなされたものであることは常識であるように思う。従って、これら特許庁とINPIITとの合意や特許庁やINPIITからの働きかけの内容に関する書面も開示していただきたい。

さらに、理由説明書には「異議申立人が主張する『INPIITが、新たな特許情報適用サービスを構築する。』の経緯については、特許庁のホームページに公表している『特許庁業務・システム最適化計画(改定案)』に関する意見募集(パブリックコメント)の結果(平成25年3月15日)、産業構造審議会第1回知的財産分科会議事録(平成25年9月11日)、産業構造審議会第5回知的財産分科会報告書とりまとめ(平成26年2月24日)に意見・提言等が記載されているが、これらを踏まえ、INPIITの平成26年度計画において、『『あらたな産業財産権情報提供サービス事業』(仮称)の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する。』と記述されて」いるが、具体的にどのようなパブリックコメントが存在し、これらのパブリックコメントをいかに踏まえたのか、最終的になぜ「特許電子図書館を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築する。」(知的財産推進計画2014(平成26年6月20日知的財産戦略本部))ことになったのか、明確にしていきたい。

さらに、中期目標・計画の定めが特許庁とINPIIT間の合意にならないか、確認していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないとして、平成26年12月10日付けで不開示とする旨の原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、原処分において、不開示とした部分とその理由は、次のとおりである。

「特許庁とINPIITとの問の合意書は存在しないため。

なお、特許電子図書館を刷新することについては、産業構造審議会知的財産分科会(以下「産構審知財分科会」という。)にて議論がなされており、特許庁ウェブサイトから議論の内容及び取りまとめ結果を参照することが可能です。」

3 異議申立人の主張についての検討

(1) 異議申立人は、本件対象文書について、改めて「特許庁とINPIIT

とは、いかにJ-P I a t P a tを開発したのか、この経緯に関する文書が欠落しているので開示していただきたい。」と主張しているところ、以下検討を行う。

ア 特許電子図書館は、特許庁が1999年3月に開始したインターネットを通じて産業財産権情報を無料で提供するサービスのことであるが、特許行政年次報告書2005年版〈本編〉にも公表しているとおり、特許電子図書館の運営は、2004年10月にI N P I Tへ移管されている。

イ I N P I Tの事務・事業については、独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）、中期目標を達成するための計画（中期計画）及び、事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、公表の上、実施されるものであって、特許庁とI N P I Tの関係は、いわゆる委託契約や請負契約など個別事業ごとに契約を締結するような関係はないことから合意書のような行政文書は存在せず、また、異議申立人が開示を求める合意に至るまでの議事録等の経緯を記した行政文書についても、特許庁のホームページに公表している産構審知財分科会の議事録以外に存在しないため、不開示決定としたものである。

ウ 異議申立人が主張する「平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で決定されたものであり、これを受けて、I N P I Tの第3期中期目標（平成23年3月策定）に盛り込まれたものである。他方、特許庁が策定した「特許庁業務・システム最適化計画」改定版（平成25年3月15日）においても、「独立行政法人工業所有権情報・研修館における特許電子図書館（Industrial Property Digital Library）に関して、現行の特許電子図書館については平成22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。」と記述されていることからすれば、「特許電子図書館の廃止」について、特許庁とI N P I Tは共通の認識があったものと推測されるが、政府の方針に基づくからである。

エ また、異議申立人が主張する「I N P I Tが、新たな特許情報提供サービスを構築する。」の経緯については、特許庁のホームページに公表している「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果（平成25年3月15日）、産業構造審議会第1回知的財産分科会議事録（平成25年9月11日）、産業構造審議会第5回知的財産分科会報告書とりまとめ（平成26年2月24日）に意見・提言等が記載されているが、これらを踏まえ、

ＩＮＰＩＴの平成２６年度計画において、「あらたな『産業財産権情報提供サービス事業』（仮称）の準備を進め、平成２７年３月末に提供を開始する。」と記述されており、知的財産推進計画２０１４（平成２６年６月２０日知的財産戦略本部）においても「特許電子図書館を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築する。」が決定されている。

オ したがって、「特許電子図書館の廃止」及び「新たな特許情報提供サービスを構築」については、政府方針の決定や産業構造審議会第５回知的財産分科会報告書とりまとめ（平成２６年２月２４日）の意見・提言等を踏まえ、中期目標・計画の定めに基づき事業を実施しているところであり、特許庁とＩＮＰＩＴ間において文書による合意は行われていない。

カ さらに、異議申立人が開示すべきとする理由（この経緯に関する文書が欠落している。）は、具体的な根拠等が示されていないため、その主張は行政文書を確定する上で必ずしも明らかではないが、特許庁においては、開発における経緯として、原処分決定の際に産構審知財分科会の議論の内容及び取りまとめ結果が、特許庁ホームページにおいて公表されていることを示しており、上記のとおり「合意書」のような文書は存在しないことから、特許庁ホームページに公表している産構審知財分科会の議事録以外に、そこまでの議事録等の経緯を記した行政文書も存在しない。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２８年１２月１４日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成２９年２月９日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年７月１０日 審議
- ⑤ 同年９月１日 審議

第５ 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特許庁とＩＮＰＩＴは、『平成２２年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成２６年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、ＩＮＰＩＴが、新

たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したそうであるが、この合意書並びにこの合意に至るまでの議事録等の経緯を表した書面（以下、併せて「合意書等」という。）である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に、特許庁からINPITに移管された。

イ 平成21年10月29日改定の「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）によると、産業財産権関連情報等の対外提供については、平成18年12月から設計・開発を開始している特許庁運営基盤システムの構築後（平成27年1月目途）は、「インターネット上の一つのポータルから情報を入手できるようにするサービスの提供を実施する。」とされた。

ウ 平成22年4月19日、経済産業省は、「経済産業省所管独立行政法人の改革について」（以下「平成22年独法改革」という。）を公表し、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許庁データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階でINPITの事業としては廃止する。」とした。

エ 平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）では、同年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」の評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁の新検索システムの本格運用に合わせ、INPITの事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

オ 特許庁は、特許庁情報システムに関する技術検証委員会が取りまとめた「技術検証報告書」（平成24年1月23日）での指摘を踏まえ、平成24年1月に特許庁運営基盤システム及び特許庁新検索システムを含む業務システム最適化に係る新事務システムの開発を中止したため、最適化計画を中断したが、平成25年3月15日付けで、特許庁システムを刷新し、システム構造の抜本的見直しを進めるとした新たな最適化計画（以下「最適化計画改定版」という。）を公表し、産業財

産権情報の対外提供の強化が実施すべき施策の一つとされるとともに「現行の特許電子図書館については基本方針を踏まえて対応する。」とされた。

カ INPITが行う事務及び業務については、独立行政法人通則法に基づき、経済産業大臣が独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これをINPITに指示し、INPITは、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、経済産業大臣の認可を受け、さらに、INPITは、事業年度の事業運営に関する計画（年度計画）を定め、これを経済産業大臣に届け出た上で、実施されるものである。INPITは、「独立行政法人工業所有権情報・研修館平成25年度計画」（以下「平成25年度計画」という。）において、「基本方針及び最適化計画改定版を踏まえ、特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める。」とし、さらに、「独立行政法人工業所有権情報・研修館平成26年度計画」（以下「平成26年度計画」という。）において、第5回産業構造審議会知的財産分科会（平成26年2月24日）の議論を踏まえ、「新たな『産業財産権情報提供サービス事業』（仮称）の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する。」とされた。これを踏まえ、INPITは、平成27年3月20日に特許電子図書館のサービスを停止し、同月23日に新サービス（特許情報プラットフォーム（J-PlatPat））の提供を開始した。

キ 上記イないしカのとおり、特許電子図書館の平成26年度中の廃止及び新たな特許情報提供サービスについては、基本方針等の政府方針等を踏まえて、年度計画等に基づき事業を実施していたため、特許庁とINPITとの間で共通認識はあったものの、書面による合意は必要ではなく、合意書等は作成も取得もしていない。

また、念のため、関連する期間の中期目標、中期計画及び年度計画に関する文書ファイルを探索したが、合意書等の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から最適化計画、平成22年独法改革、基本方針、最適化計画改定版、平成25年度計画及び平成26年度計画の提示を受けて確認したところ、特許電子図書館の平成26年度中の廃止及び新たな特許情報提供サービスに関する経緯については、上記(1)イないしカのとおりであり、基本方針等の政府方針等を踏まえ、年度計画等に基づき進められていったため、特許庁とINPITとの間で共通認識はあったものの、書面による合意は必要ではなく、合意書等は作成も取得もしていないと

する諮問庁の上記（１）の説明は不自然，不合理とはいえ，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められないことから，特許庁において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久